

長野県農業会議事務局長 中村武文

従来から実施されていた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づく、家畜ふん尿の不適正処理に対する規制に加えて、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成11年11月1日から施行され、家畜排せつ物の利用促進を図ることになりましたが、私が畜産経営課において手がけた昭和46年度予算要求作業当時を思い出すにつけ、まさに今昔の感に堪えません。

畜産経営の規模拡大の進行に伴い、大量に排せつされる家畜ふん尿をたれ流しする等のいわゆる畜産公害が世間の批判を浴びることになりました。そんな時代の昭和45年5月に、私は農地局開拓殖産課営農指導班から畜産局畜産経営課経営指導班に配置換えになりました。そして、6月になると昭和46年度予算要求作業が始まり、「課内全員でフリーターキングするから、各自が新規予算要求のアイデアを提出すること」との指示がありました。私は長野県の純農村地域の出身ですので、我が家で飼育していた朝鮮牛のきゅう肥や鶏のふんを農地に施用することはもとより、中学校時代には、学校便所のし尿を便槽から汲取り、天秤棒を使って2人1組で1桶ずつ、こぼさないように注意しながら学校農園に運び、施用した経験まで持っております。

このため、家畜ふん尿のたれ流しが問題になっていることを知り、「畜産農家と耕種農家が連携して家畜ふん尿を有効利用すれば1石2鳥ではないか」と考えておりましたので、すぐ新家畜ふん尿広域流通体制整備促進事業と名づけて提案しました。内容は、耕種農家の立場になれば、作物によって差はありますが、ふん尿をいつでも施用できるわけではなく、一方、家畜ふん尿は毎日排せつされますので、大規模な堆肥舎と尿溜等貯蔵施設の外、ダンプカーやバキュームカー等運搬施設、堆きゅう肥の切返しや積み込み用のフロントローダー、堆きゅう肥の効率施用のためのマニュアルスプレッター、尿散布用のポンプ・配管等を、畜産農家と耕種農家が組織する営農集団・農協等が整備する場合に要する経費、及び両農家群を組織化するために要する指導推進費を補助するというものです。

このアイデアの説明を始めた途端に笑い声が上がりました。「畜産農家や耕種農家が汚い屋をするはずが無い」、「体育館の如き堆肥舎とプールのような尿溜を建設することは無茶だ」等の理由です。畜政課・予算課いずれも同様の雰囲気でしたが、最後は「マアやってみろ」ということになり、大蔵省に持ち込みました。

ところがこの時期に、畑作地域集団営農パイロット事業の名称で蚕糸園芸局から、家畜ふん尿等の有機質資材の確保・堆きゅう肥の生産及び供給等を行い、畑地生産力の増強を図ることを目的とした新規予算要求がなされておりました。発案者は、畑作振興課も類班も類係長の狩谷昭男さん(現(社)農林水産先端技術研究所副所長)でした。畜産局案は、家畜排せつ物に係る環境汚染を防止するためにその有効利用を図るものですが、蚕糸園芸局案は、家畜排せつ物にこだわらない有機質資材全般を対象とするものですので、協議の結果、蚕糸園芸局予算に統合して計上することになり、事業名もふん尿を強調するのはいかなるものかということで、「広域きゅう肥利用促進事業」と若干スマート(?)なものに改めて「畜産農家と畑作農家との組織的な連携を推進し、家畜排せつ物の広域的な利用により畑地生産力の増強を図り、畑作経営の安定と家畜排せつ物に係る環境汚染発生の防止を図ること」を目的とした昭和46年度新規事業として発足した次第です。

ところで私は、昭和46年4月に遠崎孝義さん(現(社)競走馬育成協会常務理事)が2代目環境保全班長に就任されたので、その後任として2代目環境保全係長を拝命し、遠崎班長の指導を受けながら畜舎排水基準指標策定委員会の事務局を担当し、委員会報告書である「家畜ふん尿の処理・利用の手引」の取りまとめにあたりました。印刷原稿締切期限が迫ったため、大阪市衛生研究所研究主幹だった本多淳裕委員と某旅館にて徹夜でタイガー計算機を回しながら、畜舎汚水処理施設の構造基準作成のお手伝いをさせていただきましたが、私にとっては貴重な経験であり、懐かしく思い出されます。